

令和元年 12 月 26 日 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会

日 時 令和元年 12 月 26 日（火）午後 6 時～午後 8 時

場所 大阪市役所地下 1 階 第 5 共通会議室

出席者 委 員 : 別紙のとおり

事務局 : こども青少年局子育て支援部 高井子育て支援部長

こども家庭課（瑞慶覧こども家庭課長、柏木こども家庭課長代理、
中井こども家庭課長代理、小池こども家庭課担当係長、井倉こども
家庭課係員）

市側出席者 田宮運営担当課長、尾瀬相談支援担当課長、音田南部
こども相談センター所長

傍聴者 0 名

18:00

○司会（小池）

ただいまから、大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまことにありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、大阪市こども家庭課の小池でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、まずはじめに、お集まりいただいております委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。お手元の資料でございます「資料 1 社会的養育専門部会委員名簿」をご参照ください。

まず、関西（かんせい）学院大学 人間福祉学部 人間福祉研究科 教授 前橋 信和（まえはし のぶかず）委員でございます。

続きまして、大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 教授 伊藤 嘉余子（いとう かよこ）委員でございます。

続きまして、関西大学 人間健康学部 人間健康学科 准教授 福田 公教（ふくだ きみのり）委員につきましては、ご欠席と確認しております。

続きまして、大阪弁護士会 子どもの権利委員会 弁護士 西村 英一郎（にしむら えい いちろう）委員でございます。

続きまして、社会福祉法人 四恩学園 理事長 中西 裕（なかにし ゆたか）委員でございます。

続きまして、母子生活支援施設 リアン東さくら 施設長 廣瀬 みどり（ひろせ みどり）委員でございます。

続きまして、大阪市里親会 会長 梅原 啓次（うめはら けいじ）委員でございます。

先ほどもお伝えしたとおり、本日、福田 公教（ふくだ きみのり）委員につきましては、ご欠席となっておりますが、過半数の委員のご出席をいただいておりますので、本部会が成立すること及び決定した議事につきましても有効であることをご報告申しあげます。

続きまして、市側出席者を紹介させていただきます。

【市側出席者紹介（高井子育て支援部長、瑞慶覧こども家庭課長、中井こども家庭課長代理、柏木こども家庭課長代理、井倉こども家庭課係員）、
（田宮運営担当課長、尾瀬相談支援担当課長、音田南部こども相談センター所長）紹介】

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

次第

【議事】

- 1 大阪市社会的養育推進計画 素案について
- 2 その他

資料1 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会運営規程

資料2 社会的養育専門部会委員名簿

資料3 大阪市社会的養育推進計画 素案（概要）

資料4 大阪市社会的養育推進計画 素案

参考資料 大阪市社会的養育推進計画中間報告（児童福祉審議会資料）

抜けている資料はございませんでしょうか。

それでは、当部会の公開についてご説明します。

本部会は運営規程5. 会議の公開に基づき、公開といたします。

また、審議会等の設置及び運営に関する指針（平成13年3月市長決裁）におきまして、「会議の公開の決定をした審議会等は、個々の発言内容の要旨、発言者氏名まで記載された会議録及び答申、報告その他の審議等の結果を記載した書面を速やかに所定の場所において市民等の閲覧に供するものとする。」とされておりますので、「会議録」として委員各位からの発言内容等につきまして、ホームページ上に掲載させていただきたいと考えております。委員の皆様方にはご理解をたまわりますよう、よろしく申し上げます。

傍聴者につきましては、本日は傍聴者はおりません。

私ども、こども青少年局経理企画課玉田課長代理が本日傍聴させていただきます。

○司会（小池）

次に、本日の流れを簡単にご説明いたします。

議題1として、大阪市社会的養育推進計画の素案ということで、これまでの部会にてご審議いただいた内容をひとつにまとめまして、資料4の素案という形にしております。各項目ごとの基本的な考え方や今後の取組み、目標などをまとめ、12月11日に児童福祉審議会で中間報告を行いました。審議会には前橋部会長をはじめ、中西委員、梅原委員にもご出席いただきました。今回、その資料も参考としてお配りしております。素案全体を通してご審議いただくにあたり、この中間報告と、今回ご用意しました資料3の概要を活用してご説明したのち、ご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。また、素案の説明は多岐にわたりますゆえ、途中でご意見をいただく時間を設けつつ説明いたしたいと考えております。

終了時間は20:00を予定しております。計画全体の説明になりますゆえタイトなタイムスケジュールとなりますが、事務局としても説明時間をできるだけ短縮し、ご質疑に係る時間の確保に極力努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

それでは、前橋部会長からご挨拶と児童福祉審議会の報告をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【前橋部会長よりあいさつ】

皆さまよろしく申し上げます。大変お忙しい所、遅い時間にお集まりいただきありがとうございます。この部会も第4回ということで、今日は全体を通しての議論ということになります。その中間報告については、前回の本審議会の方で説明をいたしました。資料の参考についている中間報告に基づいて説明しましたところ、計画全体について見直しが必要となるような意見はなかったように思います。

この計画を進める大きな中身は里親委託率ですね。それをどのようなかたちで算出していくのか、そしてそれをどう進めていくのか、最終的にはどのようなかたちを目指すのかについては、特に大きなご意見はなかったように思っております。各委員の先生方のお立場の中から若干気になる点でのご意見はあったように思います。

例えばケアニーズの高い子どもについても引き続き進めていってほしい、あるいは地域支援をどのようなかたちで進めていくのかということについても力を入れて配慮をしてやってほしい。また、まずは予防的なかたちで養護状態にならないように予防的な取り組みというのが重要であり、その結果としての問題についての計画ということをもう一度確認しておくべきであるということ。あるいは要保護児童対策地域協議会など各機関の連携について充実を図ってほしいなど様々な意見がありました。先ほども申し上げたように、計画の基本的な構造、方向性そのものについてはご理解をいただいていたのではないかと思います。そういう意味で今後はスケジュール等も考えますと、全体を通した中でのご意見をいただくのは今日が最終に近いと思っておりますのでできるだけご意見をいただければ幸いです、よろしく申し上げます。

す。スケジュールについては終わりの方に事務局からもご提案があるかと思ひます。

それでは時間もタイトですので早速議論に入っていきたいと思ひます。

18:15

○部会長（前橋委員）

それでは、議事に移りたいと思ひます。

議題1 大阪市社会的養育推進計画 素案について

この議題について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（小池）

それでは、先ほどもお伝えしましたが、参考資料の中間報告と資料3の概要に従って、ご説明いたします。

また本日、中西委員から福祉新聞の切り抜きと、「乳幼児総合支援センターを目指して」という報告書を提供資料ということで、各委員の先生方にお配りしています。

○中西委員

今後の方向性ということで、全養協も全乳協も地域支援の方にふくらんでいるので、資料提供ということです。

～資料に沿って説明～

議題1について

18:30

○部会長（前橋委員）

中間報告のP1を開いていただきますと全体で項目が11ありますが、今の説明では主に1、2、3までのところ、基本的な方向付けあるいは考え方ですが委員のみなさんからご意見はございませんか。

○伊藤委員

内容ではないのですが、当事者へのインタビューを実施し、せっかく貴重な意見をいただいているので、計画での見せ方として巻末資料におまけみたいな形で作るのではなく、実際の各項目の今後の取組みというところで、「当事者からこういう声が上がったのでこういう取組みをします」と内容に加えていくとわかりやすく、当事者がこう言っている、求めているということを書いていくべきと思ひました。

○前橋委員

そうですね。そのような見せ方をしてもらおうと現実味が出てくる。

○西村委員

「参考」の3ページ「意見を踏まえた上で施策判断し」というところで、意見がどう施策に反映されたのかというのが整理されたかたちで公表されないと、聞いただけということになってしまうので、制度的に入れ込まれないのかと思った。実施していくということはよいが、その効果検証をどうやるのか。意見を聞くのは1回なのか定期的なものなのか、それをどう回すのかということまでを組み込み内容に入れていくと、だんだん良いものになっていくのではないかと思います。

あともう一点 P5 の基本的な考え方の3つ目のところ、どんな支援メニューを多様なかたちでもつのか、全部は出せないにしても具体的に出していければいいと思います。

家庭支援の話ですが、例えば要対協が実際に支援している時に、どんな支援メニューがあればやりやすいかという意見は、聞いてみれば出てくるような気がするので、そこもみてほしい。この中では、要対協をやっていれば障がい者なら家事支援サービスが利用できるが、障がい者ではないがしんどい家庭、人手がいるのにサービスが使えないという（例えば送迎）そこで詰まってしまう話があるので、要対協にかかっていたらそれだけでおんなじ制度が使えるというふうに踏み込んでやってもらおうと、在宅支援はだいたい楽になるかと思います。その辺を今後の課題として入れてもらいたい。

○廣瀬委員

少し戻りますが、こどもの意見の聴取ということで、母子生活支援施設の子どもたちにインタビューしていただいたのはとてもありがたかったと思います。子どもたちが自分の意思表示する機会を今回いただき、母子生活支援施設の子どもたちはちょっと外れがちな部分もあるのですが、今回はとてもありがたかったです。先ほど委員の先生からもありましたように、そういう機会を位置付けていただいて、子どもたちが出来たということは、自己肯定感を育むということにもつながるので今後ともご検討いただきたいと思います。

○中西委員

こども家庭総合支援拠点については、国の予算では2022年までに配置するとなっていますが、これは令和6年から若干ずれますよね。

○小池係長

大阪市としましてはもうすでに24区で配置済みということになっています。

○中西委員

新しい構想の中で4つの区の下的综合拠点、各児童相談所の下につくというイメージなのですか？

○小池係長

支援拠点は今の24区ということになっていて。大阪市としては4区になるというのは住民投票の結果もあるので、計画という段階で4区想定とは基本なりません。児童相談所の設置も4か所となっていますが、それは新しい区のかたちということではなく、違う観点から箇所数

を決めております。支援拠点というところは今の段階ではやはり 24 区、24 か所ということになります。そことの連携を図っていくと。区の拠点のほうで中核的な機能を担い地域支援を行っていく、と大阪市では計画しています。こども子育て支援計画にも同じ内容で記載されています。

○部会長（前橋委員）

24 区に子育て支援拠点を今後整備する？

○小池係長

もうあります。

○部会長（前橋委員）

それぞれの区にもうすでにあるのですね。それが保健と合体したかたちで看板をあげているという？

○小池係長

細かく言いますと担当するところは違うのですが、同じ区の保健福祉センターの中、というかたちです。

○中西委員

国が言っている支援拠点はまた違いますよね。

○瑞慶覧課長

子ども家庭総合支援拠点というのはケースワーク業務を含めて、市町村で実施する子育て支援、相談の拠点ですが、それを 24 区の子育て支援室が担っているため、機能としてはすでに設置済みということになっています。大阪市としては、国の言う子ども家庭総合支援拠点は 24 区に設置済と考えています。内容の充実については区の職員の研修等も含めて今後図っていきたいというところです。

○中西委員

例えば夜間や土日の運営も国が促進するという話になっていますよね。これは区はやっていないですよね。国の予算が出ていますよね。令和元年度予算で児童虐待 DV 対策総合支援事業の中で。

○小池係長

都道府県のレベルではこども家庭支援拠点ということでいくとまだまだできていない状況がありまして。政令市で言うと大阪市としては、それは区ということにしていますが、それぞれの考え方の中で整備が出来ていないところがあり、そういうところを活用して整備していく。大阪市としては拠点として子育て支援室がすでにありますが、求められている支援拠点の機能

を全て果たしているかということについては、まだ職員の配置状況というところがあるので、引き続き人員を配置していくということになっています。現在は全部を満たせていないところは確かにあり、そこを増やしていくというのがあります。

拠点としては配置済みで国にも報告していると聞いています。

○中西委員

児童家庭支援センターは令和6年度計画中間見直しを行うというのは、必要箇所はまた見直されるということか。

○小池係長

拠点とはまた別に児童家庭支援センターとしてどういうことが出来るのかということについて。児童家庭支援センターは国の方ではあらゆることが出来るとなっている中で、各都道府県の中ではそれぞれの状況に応じて、母子の施設との連携が非常に多い県もあれば、児童相談所の補完に特化している児童家庭支援センターもあり、本当に地域によってかなり役割が違っています。

大阪市としてはどのような役割を担っていくかということも今、計画に盛り込めたらよいのですが児童相談所自体が増えるということもありますので、もともとの理念の広域をカバーするというところの補完は大阪市としては状況が違うので、大阪市としての児童家庭支援センターというものを6年度までに検討していくということになっています。

○中西委員

今日は法定協議会があったようだが、あれで中間採決をしていましたね。正式ではないと思いますがそうなるのかと…。(大阪都構想) うちに住吉区なので中央区になるのかなと。来年住民投票があってその後どうなるのかというのが決まらないことには次に進めないと思うので。

○高井部長

確かに法定協議会がありました。今24区に機能がありますが、仮に4つの区になったとしても、24区全部ご破算ですかといえばそうではなく、市民サービスを低下させないということを出していますので、急激に各区役所の機能を1か所に集約してしまうのは難しく、今の形はある程度続くというイメージは持っています。ただ、仮定の話なのでどうなるかわかりませんが、機能としては大きく変わることはないのではないかと思います。

○廣瀬委員

こども家庭支援体制のところ、闇雲に制度を作っていくのは得策ではなく、中身、対処を手厚くしていくということがここに掲げている中でとても大事な部分であると思います。

行政の制度だからということではなく、もう少し柔軟に守備範囲を広げながら、母子生活支援施設など、ネットワークが重要であると書いてあるので、その協議も進めていただき、24区の拠点と、母子生活支援施設など地域の柔軟な対応が高められるような体制づくりを進めて

いってほしいと思います。

○部会長（前橋委員）

このところは、まだ国の方で方向性が出ていない部分もあり、市の事情として現時点で詰めにくい部分もあり、そういうことも含めながら全体的な方向性を示しておこうということですので、ここはまだ、言われるように協議を進める機会も場所も必要であると思っています。

基本的な部分でここは大きく変わる、ということがなければ一応こういうかたちで1、2、3については今いただいた意見も踏まえながら、パブリックコメントに向けて、ということではいかがでしょうか。

～資料に沿って説明～

議題1について

19:05

○部会長（前橋委員）

項目は4～7ですね。まず、自治体ごとに代替養育を必要とするこどもの数の見込みを立てて、委託率、どの程度の目標値を設定しその目標にたいしてどのように進めていくか、が大きな内容になっていますがこれについてはいかがでしょうか。

○伊藤委員

5の里親等の委託の取組について、P16に乳幼児の委託については配慮が必要で難しいということはすごく書かれているのですが、思春期児童の委託も難しいだろうと思うのに、そこが抜けているというか印象が薄い。ケアニーズの高い児童というのは出てきますが。乳幼児も難しいが高年齢児も難しく、思春期の難しさもあれば、ケアニーズの高さの難しさもあれば、自立を控えての難しさもあると思います。高年齢のこどもの難しさをどうするかということをした方がよいのでは、ということがひとつ。

今後の取組みで高年齢の子の委託をどう推進するかが取組みにあたっての課題のところに出てこないのですが。専門里親をどう増やすかというところは重要だと思います。現在大阪市では1人しかいない。けれどケアニーズの高い子もいるしこれから思春期のこどもの里親も増やしていくということで、新しいリクルートや里親の支援だけではなくて、里親の育成、具体的に専門里親を増やすとか、そういった目標や課題をどこに書くのかわかりませんが、具体的に入れることは出来ないかと思ったのですが。

○小池係長

思春期児童の里親委託推進に向けた取組みについては、計画の素案の中ではP32に記載しています。

○尾瀬課長

伊藤先生のご指摘を受けまして、資料4のp32の6に低年齢、7に思春期のこどもについて

の取組みとして盛り込んでいます。

○伊藤委員

自立に向けてという部分が書かれていないため、足していただきたい。

○部会長（前橋委員）

それについては、本文の中でもう少し自立に向けた取組について追加してもらえれば、ということですね。

○西村委員

参考P12 一番下、「体制の充実について考える」 P16「支援体制が必要」ということだが、支援メニューも多様なものがほしい。体制を充実してもらい、また個別の支援メニューも多様なものを出来るだけ充実して行ってほしい。支援メニューという言葉を書いてほしい。「体制」というと組織のように見える。現場としては使えるものがないとどうしようもない。

○瑞慶覧課長

「参考」の資料は、親会で説明した参考資料なので、これは計画本文ではないので、計画に掲載はされません。実際は本文の方になります。

○小池係長

全体を紹介するなかで、本文をみていただく時間が取ればそこから紹介したかったのですが。

○西村委員

載っているのであればよいです。

○小池係長

P31 の今後の取組みのところ様々なかたちで体制の整備だけではなく支援のメニューについても触れさせてはいただいています。

○西村委員

素案は（中身の本体は具体的だけれど）つかみでこんなことをやっているのだと簡単に説明しようと思えば、こんなシンプルなものになるのかなど。この時にも言葉として「多様な支援メニュー」を入れてもらえればわかりやすいと思う。

○小池係長

そのために作っているのがこの、計画の概要です。A3の紙になりますが概要として一つにまとめているので、どうしても基本的な考え方の記載になってしまうところはあります。

○瑞慶覧課長

今後計画が出来上がって、概要のようなまとめたものを作る時に活用すると思うので、その時には先生のおっしゃっている「体制・多様な支援メニュー」と入れたいと思います。

○中西委員

不調で終わって年末年始を迎える3歳児がいるのですが、支援体制が必要であるとなっているが、里親さんも一生懸命頑張っている、こどもも一生懸命自分を出している中で、具体的にどのような支援体制であれば対応できるのか、というのがない。里親委託等推進委員会を開催するとか、マッチング等の検討を進めるとか書いてありますが、もう少し具体的に、例えば実際に不調になったケースを色々検証し、何が必要だったか等具体的な踏み込みがないと、何か歌い文句ばかりのような気がする。色々なケースをまとめて、集めて検証したりしてはどうか。

○尾瀬課長

昨年度からこども相談センターで委託調整委員会をしていて、昨年度は2回、今年度1回していますが、議題は3回とも里親子の不調がテーマで、どういったところでうまくいかなかったのかという事例の分析や統計的なことについて委員会で検討をしているところではあるのです。

そこで座長の方からも大阪市の不調の現状については常にあげていくべきだというご意見もありましたので、今年度は厚労省の方に大阪市の不調の1事例を国にあげているところです。大阪市からうまく行かなかった例を全国に発信していくような流れは現在ないのか、という意見をいただいたので。

○西村委員

それぞれのこどもに支援計画があるんですね。

○尾瀬課長

今年度からです。

○西村委員

その支援計画がベースにあって、うまくいかなそうな段階や、ここは躓くのではないかという予想が立つようなパターンや、進学のことをそろそろ考える節目の時だとか、そんな時にちゃんと支援計画が見直されていて、その子の課題がそこに反映されるようなシステムになっているのか、というところが心もとないのではないかと思っている。制度の枠組みはあるが、使いようではないかと思う。

例えば里親さんがひとりでギリギリまで悩まなくてよいように、支援計画を立てる時には、しんどそうなところに何かのテコ入れをする、そんなシステムになればよいと思います。色々な個別メニューがあれば、里親さんが一人でしんどい時にこれを使ってみよう、とできるようになっているのですが。

○尾瀬課長

支援計画を作り出したところで、見直しをどうしていこうかというところまでまだ行っていないところがありますが、おっしゃられたように里親さんが養育上しんどい所はセンターが主体となり、現にある色々なサービスを繋ぎながら支えていけるような仕組み、体制、フォローをしていきたいと思っています。

○梅原委員

具体的なものはありますか。

○部会長（前橋委員）

P18「数年かけて段階的に」というところに何か盛り込めたらよいですね。

委員会で課題をあげ、ある程度のガイドライン、ノウハウがきちんと伝わるような段階で個々の業務について渡していくという。

○梅原委員

我々から言うと待ったなしなので。何年かとかではなく早急に具体的にこういう支援がありますよ、と示していただかないとしんどい人が増えていく。でもそれに対して何らかの手立てが出来ていないとみられてしまうわけですから、これは早急にやらないといけないと思います。

私はここにずっと出させていただいている、社会的養育ビジョンに基づいて、計画を作っているのを見て聞いて意見を言ってきたわけですが、本来はもっと具体的なことを早急にやっていかないといけないと思うのです。

里親を増やすことも、じゃあ具体的にどのように増やすのか、という話です。増やすとリスクも伴うが、どのような支援を考えているか、というように本来はそこからもっともっと具体的にになっていかないと。

「計画」ということだから私も具体的なことはどうなのですか？と言わないが、実際はそういうところの方が大事、もっと言えば社会的養護を受けなければならない子どもをどう減らすのか、という根本的な問題もあると思うんですね。親の問題、親への支援の問題、ものすごく大きな問題なので、なぜ虐待が起こるのか、虐待が起こらないようにどうするかを同時に考えていながら、計画も進めていかなければならないと思います。

ちょっと違うのではないかと、私はずっと思いながらこの場にいるのですが。それはまた、別の場で考えないといけないのかもしれませんが。ここは新しく養育ビジョンが出されたことについての計画を立てるところなので、また別のところだと思いますが、その別のところを早く作って、虐待が起こらないようにどうするか、親の支援をどうするか、そこも同時に具体的に。私はペアレントトレーニングをどのように進めていくかが、虐待が起こらないことに直結しているのではないかと思うので、そこをもっとしっかりやらないといけないのではないかと思います。

○西村委員

制度に具体的な方法を入れる、例えば一つのやり方ですが、制度をどんなふうにつくるかと、

全体像でやるとすごく大がかりになって作りにくい。先ほど例であれば、支援計画を立てて個別の支援を入れていく話が総枠としてそういう体制が出来たらよいなという話で。

位置付けられるのであれば全部やるのではなく、今年は何件であればできるかというのがあれば、そこから難しいケースをピックアップして、それをシステムの中で回るのかとか、回してみたらこんなものが必要だったという課題が出てくるはずだから、新たに必要な体制を考えてみるなどして全体に広げる、そういうふうに段構えでやると、抽象的に上からトップダウンみたいなかたちでやって現場に人から見たら、こんなので大丈夫なのか、という不満ではなく両方の話がうまくリンクするのではないかと思います。

○部会長（前橋委員）

計画があり課題がいくつかあったとして、例えば施設なら施設の整備計画をあげてもらっているけれどその進捗を含めて施設のことについては委員会を設ける。里親委託や里親を増やすためにどうするか、委託する前の課題についてどうするかについてはまた個別に検討会等立ち上げて、先ほどあったようなノウハウを順次現場サイドが活用できるようにしていくとか、そういうものが次の段階で必要になる。この計画全体の進捗管理と同時に、そういう課題を解決していくための仕組みがいるのではないかと思いますね。

この中にそこまで取り上げるのかどうかはちょっとわからないですが。

それから、その予防的というか、まず家庭基盤なり子育て全般についてはおそらく先にあったような子育て計画、それとの連携というか、それとどうリンクさせていくかというのが一番大きいかなと思います。こちらのほうであがってきた今のようなかたちを子育ての計画の中にできるだけ反映させていくのかと、子育ての計画がこちらの方にどう影響するのかというのをリンクさせながら進めていくというのが大きいと印象があります。その辺は事務局としてはいかがですか。

○瑞慶覧課長

こども子育て支援計画、全体の在宅支援計画から社会的養育推進計画はすべて大阪市の計画であるので、そこの整合性を図っていきつつ毎年進捗管理して、必要なことは事業化ということを繰り返しやっています。

「この事業をやります」というような具体的なことは計画には書かれていませんが、これを目指すために何が必要かということは毎年拡充する、ということは繰り返していくと思っています。

○部会長（前橋委員）

そういう形での連携は当然していただくとして、もう一つの方の作業グループなり何なり、は必要に応じて検討していただきたいと思います。それはこども相談センターの方が先取りするようなかたちで。

○尾瀬課長

P18 のところ。啓発研修相談支援を、先生方から具体的にどのような支援メニューで進めて

いくか、というお話をいただきましたが、今回計画の中に細かいところまで盛り込めないとしても、具体的に増やしていく啓発をどのように進めていくかということは今、推進計画の部会の中で、啓発部会というのがあるんですが、そこでの意見もいただきながら、また市政モニターでも統計を取っていますので、そういうものを基本にしながら検討しています。

具体的な啓発のためのメニューをどうしていくのかということ、また中西委員からお話しいただきました「不調」にどの段階でどういう支援を入れ込めばよいのかということ、梅原委員の言われた研修についてもどうしていくか、細かい所は今回の計画に入れられていないが、しっかりと取り組んでいきたいと思えます。

○中西委員

そのようなしっかりとした考えがあって初めて令和3年度に委託していくという形になるので。それがないと委託された先の質が落ちると思うのです。

大変ですが不調になった分を含めてそこについては、対応していただきたい。

さっきのケースなどは里親さん同士で話して「そこまでは我慢しすぎ」と言われ初めて気が付くほど頑張られたわけです。そういうメニューが色々あれば方法はあったのかなという気がします。サービスの質が落ちないようにしていかないと。

○西村委員

がんばりすぎて不調になったのであれば、そのケースを研修に反映させて、がんばりすぎなくてよい、それはこのような支援があるからひとりではがんばらなくてよい、または助言をもらったり、里親さんのグループを紹介したりとリンクさせる。研修と実際の検証が行ったり来たりが必要かと思えます。

○梅原委員

がんばりすぎるといのは、どれぐらいがんばっているのだろうか。がんばりすぎなくてよいが、こどものことを考えるとここはしっかり踏ん張って、寄り添ってあげてということもあるわけですね。なかなか難しいところですが、それを第3者が頑張り過ぎだと言って、手を放せ、それは不調だと言ってしまうというのもおかしな話。

○部会長（前橋委員）

そこはワーカーと里親が寄り添いながら一緒に進んでいくという体制、里親さんと一緒に進んでいくという方向を目指していけたらいいですね。

4のあたりについてはよろしいでしょうか。

○中西委員

数字については、各施設の現状をよくみていただいていると思えます。

○部会長（前橋委員）

6、7はどうでしょうか。

○中西委員

心配なのは財源的に、地域小規模化は大丈夫かという思いがあります。一度には出来ないと思うので。どこからお金が出てくるのか。

○小池係長

10年計画ということで各施設に出していただきました計画について、実際に着工していく年度も特に前期計画に挙がっている施設とは既に調整をしていきながら財源確保を滞りなくできるように調整をさせていただいているところです。

後期は施設の小規模化等、次の段階に至る施設も出てきます。多機能化であるとか機能転換といったところについて後期の方がかなり出てくるのですが、その時の里親委託率の状況が非常に大きく影響してくるので、大阪市としては受け皿がないということは絶対にありえないという立場で、調整をしていきたいと考えています。今の時点では後期が実際にどれくらいというのがわからない段階ですので、そこは毎年進捗確認しながら中間年における見直しとなると考えています。

また、前回の部会の中で特に一時保護の委託の記載についてのご指摘がありました。施設の小規模化、乳児院のところで一時保護委託について、いただいたご意見を踏まえ書かせていただきました。作業的に今回間に合っていないので「実績表を挿入予定」と書いてありますが資料4、P40のところに乳児院で現在委託いただいているところについて記載しており、ここに実績を挿入していきたいと思っています。

○伊藤委員

施設の高機能化について、アフターケア機能も付けるようにと国は示しているが、そのことについてあまり言及していないなという印象を受けます。母子施設以外はあまり触れられていないため、継続した支援についてもっと記載が必要だと思えます。

措置変更の移行期のこどもへのケアについてもあまり触れられていないように感じたのですがこの辺はどうでしょうか。乳児院は家庭復帰すればアフターケアは必要でしょうし。そうでない場合は高機能のケア、愛着が切れないようにしたり、ライフストーリーワークしたり色々なことが必要でその辺も高機能化になるのかなと思ったのですけれど。

○小池係長

各施設の状況なので、概要版には盛り込めていませんが、素案の資料4、39ページ下3行に触れている箇所があります。

○伊藤委員

これでは足りないと思っただけの発言でした。

○小池係長

養護施設のアフターケアのところも触れてはいますが、アフターケアについては後段で項目がありますので、施設のところではその施設の内容に特化したところで記載しています。

○伊藤委員

アフターケアとか自立支援とかいうのは、出てからとか出る直前だけでなくインケアからなので、重要な項目については再掲が必要ではないかと思えます。

○中西委員

P40の乳児院について、児童養護施設のところには地域支援として地域の子育て家庭への支援や里親等の支援に期待されると記載されているが、乳児院も今日お配りした「乳幼児総合支援センターを目指して」のP35に記載されていますが、新たな機能として地域の子育て家庭の要保護児童への支援として、通所やショートステイ、養育支援訪問事業、フォスタリングなど里親支援機能が記載されている。乳児院も施設の子だけでなく支援を行うというあるべき姿、目指す姿が書かれています。児童養護施設の下の方に地域支援を期待すると掲載いただければと思います。

○部会長（前橋委員）

全乳協もそういう方向を目指すので、本文にも反映させた方がよいのではということですね。

○瑞慶覧課長

先ほど伊藤先生もおっしゃられたように、別の項目でアフターケア、いわゆる社会的養護を受けた後の自立支援については書いてありますが、乳児院を出て家庭に戻る子は基本的に児童福祉法のもとにありますので、基本的にはこども相談センターのケースワークの継続支援等を見ていく範疇になるので、特に乳児院さんのほうのアフターケアの部分が多機能化、高機能化の中で触れていませんでしたが、中西委員がおっしゃるようにアフターケアの長期養護の評価等というかたちで在宅に戻っても支援を検討するなど記載をする。あまり踏み込むと、これからということがあるので「そういうことも必要である」というかたちでP40に足すようにします。

○部会長（前橋委員）

アフターケアについては、P48～50くらいまで。

○瑞慶覧課長

自立に向けてなので、児童福祉法の範疇外だったとしても、引き続きアフターケアが必要になっていることがメインになっているので。P40のところに入れたいと思います。

○伊藤委員

養子縁組の今後の取組（資料4 P35）のところで、出自の情報や養育の支援はあるが、養子

縁組をした当事者である養子への支援というのはどこに入ってくるのでしょうか。

当事者の意見聴取みたいところで、施設の子や里親家庭の子は意見を聴取される仕組みがあるのですが、養子縁組成立した後は社会的養護の対象ではなくなってしまいますが、ライフストーリーワークしたり、真実告知したりする時にセンターが色々支援をされると思うのでその辺は何かここに書くことはできませんか。養子縁組成立後の養親の支援だけでなく養子の支援として。

○部会長（前橋委員）

ちょっと微妙な問題ですね。あくまでも養親の了解の元に、希望があればということですし。

○西村委員

実親子関係で不調になってきたこどもが「僕（私）の話を聞いてほしい」となったら行く場所はどこか、誰が話を聞くのか。虐待となるわけではないがしんどいと SOS を出せる場所はあるのか。

○部会長（前橋委員）

児童相談所ですね。

○西村委員

そういう枠組みではないかと思います。養子縁組を結んだとして親子関係になって、法律上は親子だから、普通の実親と同じ構造で。ただ、養子縁組だから実親子よりしんどい要素が発生する確率は高まる。

○部会長（前橋委員）

そういう場合は、来れば受ける。

○西村委員

「来れば受ける」ならそういう情報提供をしてあげなければいけないと思う。「聞けるよ」「しんどかったらおいで」ということ。

○部会長（前橋委員）

必要に応じて、養親だけでなく、養親養子ともに相談窓口を設置すると。

○西村委員

こどもの SOS だけど、養親さんの SOS の裏返しでもあるから、親子両方を聞いてあげられるような体制があるのではないか。片方だけ聞いて片方は聞かないのはよくないように思います。

○瑞慶覧課長

こどもが小さい時の特別養子縁組なら、自分が養子とは知らず普通の親子関係で悩む、普通

の一般家庭と同じですよ。

○西村委員

そうですね。ただ、養親に支援するという枠が残っているのなら、養子に対しても支援をしないと親ばかりしていても、こどもがひとりでしんどい思いをしていたら、それは養親もしんどくなるということなので、結局両方支援しないと本質的な解決にはならないと思います。

○瑞慶覧課長

自分が養子であることをまだ知らない子に何をどう伝えていくのか、難しい話も含んでいると思う。

○西村委員

養子と知らない枠であれば、真実告知をどのタイミングでするのかとか、こどもが成長する過程の中でしんどいことにぶつかって行くはずだから、養親と話して支えたりしながら決めていく。

○瑞慶覧課長

6か月間の間に その後の養親養子の関係についてこういう時はここに相談してください、というようなものを作っておく、というイメージなのですか。

○音田所長

今ほとんどは年齢が小さい時に成立するので、その時にこどもに対する直接的なアナウンスはなかなか難しいでしょう。西村委員がおっしゃるように、真実告知のタイミングで、その時にしんどい思いをするとどこに相談するのかということで想定されるのだと思うので、その時に確かにどこに相談をしたらよいのか迷うだろうなど。とりあえず身近な学校などに、相談する子は相談するとは思いますが。

○西村委員

真実告知をしているかしていないかによって大きく分かれる所。真実告知をしていなかったら実親子関係とおんなじだから、その枠と同じ支援になると思います。

真実告知した以降は、お互いわかっているのだからバックアップの体制はとれそうな気がする。

○音田所長

そこを伝えるとしたら、養親さんに「子どもの話も聞けます」とアナウンスしておいて、そのことも含めて告知してあげてほしいのだと、そういうもって行き方かなと。一つの流れとしては。

○部会長（前橋委員）

それは制度ではなくて、臨床上の進め方ということになるから。

○西村委員

制度は実親子と同じ。法律上は養子縁組でも実親子と同じですから。

○伊藤委員

民法で3歳過ぎたら真実告知をすることと書いていますよね。特別養子縁組に関する条文に。だから真実告知をしないという選択はないはずなんですけれど。始めるタイミングはよいのですが。

○尾瀬課長

具体的に養子縁組の成立後のお子さんの窓口を、システムのやっているわけではないですが、委託事業のひとつとして養子縁組の交流事業があり、そこに小さな子どもから大学生まで養子さんたちが交流しています。真実告知されていなくて、そこではじめて自分は養子だったとわかった子もいます。色々自分の悩みをお兄さんお姉さんに聞いてもらう場は今すでにあるにはあるのですが、今のように仕組みを作るとすれば、音田所長のほうからあったようなかたちで、真実告知する時に子どもに対して「子ども相談センターというところに窓口があるからね」

「あなたの声をきいてもらえるところがある」ということを伝えていくのも一つの方法だと思います。子どもにとってどこに相談するのかといえば、ないかなとも思いますので。

○西村委員

養親が拒否している場合どうするのか等が難しいですね。親子関係を結んでいるところに入っていくことはちょっと違うと思う。希望があれば支援できるようなメニューがあって、提供できるという体制を整えておいて、それを養親さんの支援をしていく中で使う、それを子どもにもわかってもらった方が結局養親さんも楽になれるという話を共有ができてからメニューを使うというような、少し手間暇かけたことになるが、制度設計としては「もれなくやる」というより「用意はしていますよ」くらいなんでしょうね。

○部会長（前橋委員）

養子、養親ともにいつでも対応できるように仕組みを作る。ということでしょうか。具体的なノウハウについては、ノウハウを積み上げた後、システムとして伝えていく、そういうことでしょうか。

19:25

～資料に沿って説明～

議題1について

19:40

○部会長（前橋委員）

ただいま事務局から、議題1の残りの3項目について説明がありました。委員のみなさんからご意見はございませんか。

○部会長（前橋委員）

施設の小規模化、機能転換によって、一時保護委託の部分について確保しつつ増加していく。それは170以外、ということになってくると、そういう準備が進む一時保護の定数そのものは相当今より増加するということですか。

○小池係長

資料4、P38に記載の、それぞれ前期後期最終形の右側にあります「ショート・一保・病後児」と書いているところ、これが定員の枠外の専用施設の整備状況ということになります。例えば乳児院においては最終形のところでは一時保護の専用ユニットが人数にして16人分作られる。また、児童養護施設の場合は最終形においては一時保護委託の専用施設が52人分作られるという多機能化、機能転換というところを積極的に進めていただくということを計画で提出していただいています。もちろんこれをしていただくということは、それぞれの施設の本体機能が必要となりますのでそれを維持しながら整備を進めていく。もちろん機能転換ということは児童の定員も減っていきますが、それは里親委託率と両輪で図ることになり、最終的には本体施設のところの4人×4ユニットという多機能化された一時保護のユニットが52人分ということになっていて、そこを含めた一時保護受け入れ態勢と考えております。

○中西委員

機能転換の中で定員が減るから一時保護となっていると思うが、現状から言うと定員プラス一時保護児童で、職員数がなかなか間に合わないのが今一緒にしている。「いずれ」ではなく「今現在」の一時保護の委託の児童は、例えばインフルエンザが流行っているが、人さえいれば24時間別室でできると思うが、そのあたり。児相の方もすごく困っておられると思うのですが。「今」が大変ですよ、一時保護のこどもたち、それは目をつぶるということですか。どんな感じなのですかね。

一つは児童養護施設がもうちょっと頑張らなくてはいけないのですが、そこはなかなか難しい所であり、乳児院はおそらくどこも定員いっぱいプラス一時保護をとるかからないかということがあり、とれないからどこか他府県にということがあるので。取るとなればそれなりの人数がいるのではないかと思います。例えば一つの部屋を閉鎖させてその職員をそこに充てるというのはありますが、そうすると今度は入所をとれない、ギリギリでやっているのです。

○小池係長

児童養護施設については、今暫定定員というのが設定をしなくてはならない施設が非常に多いので、出来ればそういうところをお願いしたいのですが、小規模化を見据えた時に、職

員の配置というところでユニットを進めていく職員の増員が必須であるため、躊躇している施設も多いということを聞いております。大阪市の一時保護の状況もお伝えし、日々お願いをしているのが現状です。多機能化は順番的に大阪市でも最終の状況ではありますので、それを今の段階で施設さんにいきなりお願いできるわけもなく、大阪市としては一時保護所を増やすことは進めていかなければならないということで今回このような計画になっています。養護施設、乳児院だけではなく、高齢児童については自立援助ホームにもお願いしている状況もあり、それも続けていきたいと思っています。

○中西委員

ショートステイ里親や、一時保護里親というのがあると聞きましたが、大変だと思います。

○伊藤委員

大阪市ではないのですね。

○小池係長

福岡です。

○梅原委員

里親さんのところに一時保護委託されている場合はありますよね。

○部会長（前橋委員）

明石ですか。最初からそういうような形で。

○中西委員

多機能化というのはやはり養護施設が工夫してやっけていかないと、そこに向いていかないといけないと思います。FHもすごく頑張っておられるところがたくさんあるのだから。

○瑞慶覧課長

児童養護施設の方はそれなりに色々な意見があると思うので、そこは伺いながら、出来るだけ一保委託も受けていただきながら進めていきたい。ただやはり三号措置の方も一時保護の入所待ちも、それも長期化するとよくないのでどちらが優先かといえば悩ましい所ではありますが。

○中西委員

児童相談所の人材確保についてですが、SVが非常に少ないが、確保の見通しはあるのか。調べたのですが大阪府は19名、横浜市は30名、名古屋市は30名です。そこはどうしていくのですか。

○田宮課長

基本的には児童福祉司5年勤務で（我々のところで）係長職になりますので、相当期間児童福祉なり福祉関係のことをやっていて、児相で5年間やってやっとならば係長でSVになれるということがあります。我々としてはできるだけ人材を増やすために来年度から副SV制度を作ろうと思っています。外の局から来て係長になっていて、そこで何年か頑張ってもらって、SVになれるようにして。ずっと5年間でなくても実質5年間の経験があればSVになってもらいたいと思っているので、そういうやり方をしてできるだけSVを増やしていきたいと思っています。

○西村委員

難しいケースでも2、3年経験すれば、SVになれるのではないかと。

○田宮課長

例えば生活保護で係長になっていた人が児相に来ててもSVは出来ない。だからと言ってうちに来てもらえないことのないように、副SV制度で何年か経験を積み、SVになってもらう。そして組織が大きくなった時にさらにSVになってもらおうと思っているのですが。今は机上に書いていますが、そういう人が来てくれたら。他から来て活用してできるようなかたちにしたいと思っています。

○西村委員

個別ケースの難しいケースの時に対応するSVの横に新人のSVを置くなどでその対応を見ているだけでも育てていけるのでは。

○尾瀬課長

難しいケースの経験値が高ければSVになれるというわけではないのです。
経験より人間力をあげなければいけないので。

○西村委員

そこを言われると難しい。

○尾瀬課長

5年10年、長くやってもSVになれない人もいますし、反対に現時的には、昇任後すぐにSVになる、つまり係員で力がある人はそのまま係長になると同時にSVのできる人もいますので、そういう人を見ながら進めていきたい。現状では足りない。育成が必要であるがそこまで手が回っていない状態で、大阪市としては、SV体制はまだ課題が多いところです。

○部会長（前橋委員）

大阪市だけではなく、全国的に年齢構成がいびつになり、SVに位置付けられる人が本当

に足りない。経験年数だけで見ても偏りがあるため、難しい。3年未満が50%ですか。

○田宮課長

大阪市では児童福祉司は8年くらいで、児童心理司は10年を超えています。通常の児童福祉司については2.8年です。来年またもう少し出ますので2.5年とかになっていくと思います。

○廣瀬委員

専門性の向上という中で、要望としまして児童相談所に母子担当を置けないかと以前よりお願いしているが、難しいでしょうか。入所経路が異なるので、情報の引継ぎであったり共有であったりするため母子担当を配置してほしいと声をあげているのですが。

○尾瀬課長

母子専門に特化したワーカーというのは。現在、さくら園担当の地区ワーカーがいますので、今後この計画通りワーカーが増えてくれば、母子専門のワーカーが今よりも充実したものになると思うのですが、今目いっぱいのギリギリのところ、全くワーカーが足りないの、それに特化したワーカーを置くというのは難しく、もう少し時間がかかります。

○廣瀬委員

増えれば可能性があるとお聞きしましたが、母子の状況がよくないため、リスク判断するケースが施設の中で増えていますので児童相談所との情報共有化というのは検討していただきたいと思います。

○部会長（前橋委員）

計画通り職員が配置出来て、幅広い経験値を持つ専門性の高い人が増えてくれば。時間はかかりそうですが。

○田宮課長

これも10年くらいかけてですので。来年一度に増やすことはできませんので。

○中西委員

心理士とか精神科医とかがさらに増えていくことになるのでしょうかね

○田宮課長

心理士は当然増やしていくのですが、精神科医はなかなかいないのです。我々も探している状態です。

○梅原委員

精神科医はいないですか。

○田宮課長

いないのです。出来れば各センターに常駐の先生が欲しいのです。もともと少ないのです。

○梅原委員

絶対必要ですよ。

○部会長（前橋委員）

だいたい、意見としては出たでしょうか。

事務局、まとめていただけたでしょうか。

○事務局（瑞慶覧課長）

ありがとうございました。

19:50

○部会長（前橋委員）

では、次の議題に移りたいと思います。

その他となっておりますが、事務局の方から今後のスケジュールの説明があるようですので、説明をお願いします。

○事務局（小池）

～今後のスケジュールについて説明～

～次回の日程調整～ 3月17日(火) 18:00～予定

○部会長（前橋委員）

ただいま、事務局から今後の予定について説明がありましたので、委員のみなさんよろしくをお願いします。

ほかに、委員の皆さんからご意見等はございませんか？

19:55

○部会長（前橋委員）

それでは、本日の社会的養育専門部会を終了いたします。進行を司会に返します。

○司会（小池）

前橋部会長、ご進行ありがとうございました。

本日は、委員のみなさまにはお忙しい中ご審議いただきましてありがとうございます。

本部会で頂戴しましたご意見等を踏まえまして、素案を確定し、パブリックコメントに向け作業を進めてまいります。

本日は、どうもありがとうございました。